

中小企業金融の現状と政策金融の課題

清水 啓 典
(一橋大学名誉教授)



目 次

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. はじめに | A. 中小企業等金融円滑化法と政策金融の役割 |
| 2. 中小企業金融の現状：貸出減少の主要因はデフレ | B. 動産・売掛金担保融資（ABL: Asset Based Lending）の積極活用 |
| A. 中小企業向け貸出の大幅な減少 | C. 有担保からの脱却：コンサルティング機能強化と人材育成 |
| B. 資産デフレと担保価値の低下 | D. 中小企業の海外進出支援、海外資産の評価 |
| C. デフレと利潤の低下 | E. 行政の一層踏み込んだ対応が必要 |
| D. 中小企業向け政策金融の効果 | |
| 3. 政策金融の課題 | 4. おわりに |

1. はじめに

バブル崩壊以来過去4半世紀に亘って日本では一貫して金融緩和政策が続けられ、同時に様々な中小企業金融促進のための政策金融手段が講じられてきたにも関わらず、中小企業金融は低迷を続けて資金繰りに関する大企業との格差の拡大傾向が続いている。本稿では過去20年以上に及ぶマクロ経済変動の中での中小企業金融のこのような動向の根本的原因を指摘し、その上で今後の中小企業金融の課題を展

望することとしたい。

まず次節では、中小企業金融低迷の根本的原因がデフレの継続にあり、過去に続けられてきたその時々政策課題に対処するための政策金融手段や努力が、中小企業金融の活性化のための根本的解決に繋がらなかった理由を明らかにする。しかし、安倍政権の主導でデフレ脱却のための政策転換が行われた現在、マクロ経済環境は中小企業の活性化を導き得る新たな局面に入っている。そこで次に、本年3月に適用期間が終了した金融円滑化法の役割につい

て展望した上で、その経験を踏まえて取り組むべき主要な課題を概観し、それらを実現させるために必要な対応策について議論することとする。中小企業の業績圧迫の主要因であったデフレからの脱却が展望できる政策転換というマクロ経済の新たな段階に対応して、政策金融にも長期的に縮小を続けてきた中小企業金融の流れを反転させるためのより踏み込んだ対応が必要であり、現実的な視野に立って、今後取り組むべき課題を検討することとしたい。

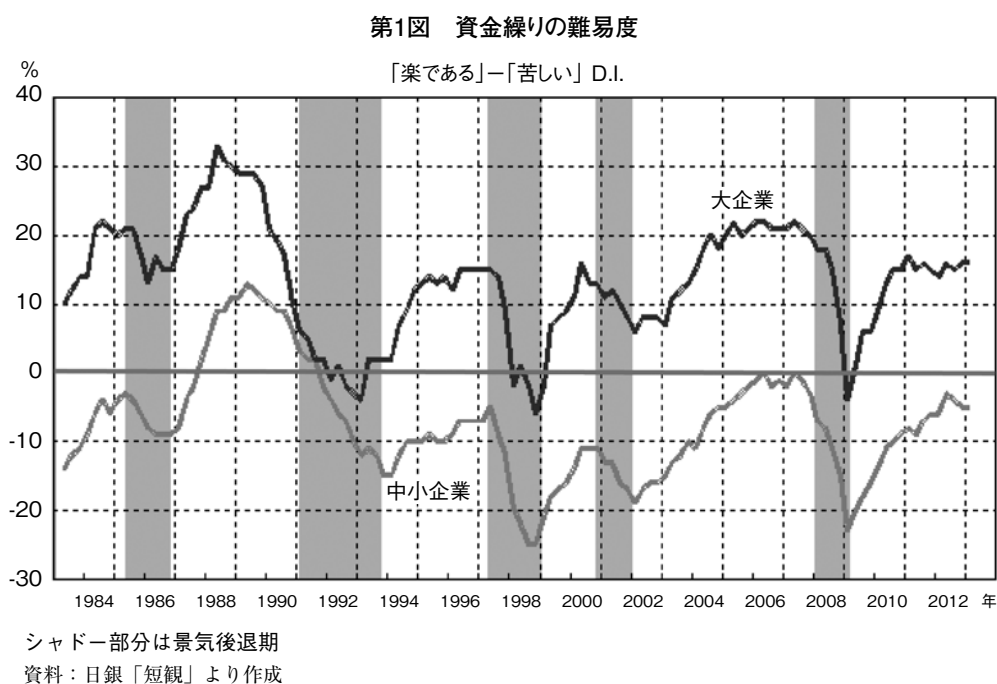
2. 中小企業金融の現状：貸出減少の主要因はデフレ

A. 中小企業向け貸出の大幅な減少

日本経済は1990年代初め以来、バブル崩壊、金融システム危機、ITバブル崩壊、世界金融危機、ユーロ危機、東日本大震災、等々度々大

きなショックに見舞われてきたが、この間中小企業金融の分野では絶え間なく多様な政策対応が行われてきた。バブル崩壊後の不良債権問題処理に当たっては大手行とは異なる対応として、リレーションシップ・バンキングの機能強化が提唱され、その後、貸し渋り対策大綱、地域密着型金融の機能強化、再チャレンジ支援、緊急保証制度、セーフティネット貸付制度、経済危機対策、金融円滑化法、等々、金融システム全般の強化対策とは別に毎年様々な施策が実行されている。この間のマクロ経済環境の変化や中小企業金融の動向等については、既に多様な分析が行われている。¹

しかし、バブル崩壊以来4半世紀にも及んで一貫した金融緩和政策や優遇策が採られてきたにもかかわらず、中小企業金融の規模は縮小が続き改善の契機が見いだされていない。第1図は過去30年間に亘る大企業と中小企業の資



1 参照：例えば、商工総合研究所、『中小企業の金融環境の変遷』、平成22年度調査研究事業報告書。平成23年3月。筒井徹、「倒産動向と中小企業の財務」、平成24年度調査研究事業、『商工金融』、第63巻第4号、2013年4月号。中小企業庁、『中小企業白書』、2003年、2006年。

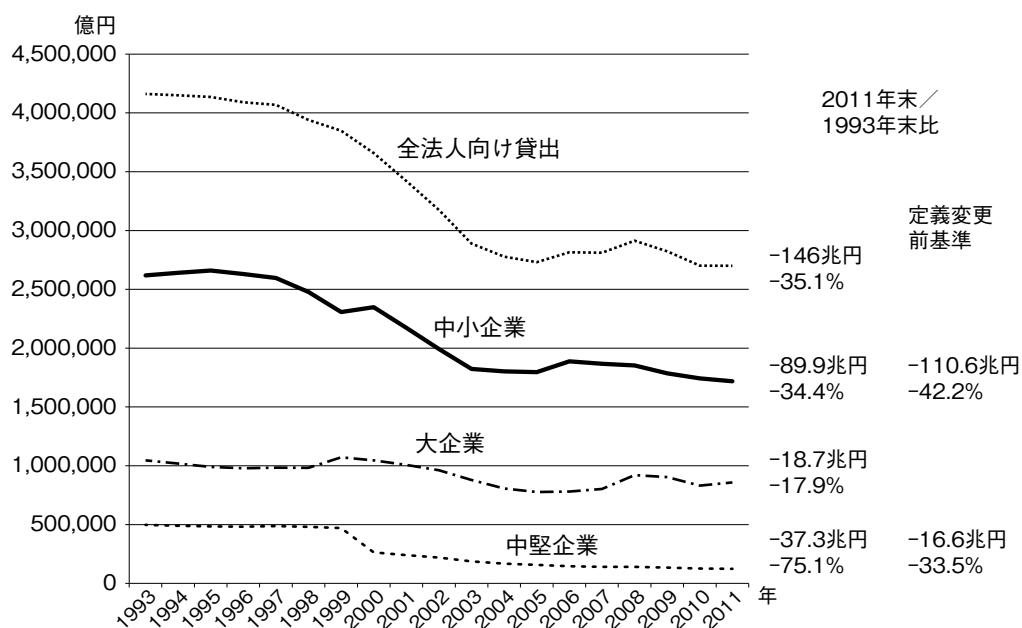
金繰り動向を示しているが、バブル崩壊後は一度も中小企業の資金繰りD.I.がマイナスの「苦しい」状態から抜け出したことはなく、景気後退最悪期の僅かな時期を除いて一貫して「楽である」領域にある大企業との資金調達面での格差が顕著である。一方、中小企業の資金繰りが楽であった時期は1980年代後半の資産バブル期であり、資産価格の動向が中小企業金融にとって重要な役割を果たしていることが分かる。

第2図は企業規模別銀行貸出（国内銀行）の推移を示したものである。全法人向け銀行貸出はバブル崩壊以来大きく低下しており、2011年末迄には1993年末の水準に比べて-35.1%となる146兆円も減少している。中でも中小企業向け貸出は2011年末/1993年末比で-34.4%、金額で89.9兆円減少している。これは大企業向け貸出が同一期間中に-17.9%、18.7兆円減少しているのに比べて比率で2倍、金額で4.8倍の減

少幅であり、銀行貸出がとりわけ中小企業に対して大幅に削減されたことを示している。

中堅企業についての減少幅は2011年末/1993年末比では、-75.1%、-37.3兆円となっているが、これには2000年から中小企業の定義が変更されて、資本金が製造業では1億円から3億円以下に、卸売業では3000万円から1億円以下に拡大されたために中堅企業の数が増えた影響が大きい。この定義変更により1999年から2000年の間だけで中堅企業への貸出は-43.9%、20.6兆円減少しているから、この分を補正すれば中堅企業向け貸出の2011年末/1993年末比実質減少幅は-33.5%、-16.6兆円となり中小企業への貸出減少幅の-34.4%とほぼ同一幅となる。つまり、2000年以降の中小企業貸出統計にはそれ以前の中堅企業への貸出分が上乗せされているので、2000年以前の定義による中小企業向け貸出の2011年末/1993年末比の実際の

第2図 企業規模別銀行貸出の推移(国内銀行)



資料：日銀データより作成

減少幅は-42.2%、110.6兆円に達し、ほぼ半減していることになる。これは全法人向け貸出減少額-146兆円の75.7%を占めている。また、中堅・中小企業を合計した貸出減少額は-127.3兆円となり、全法人向け貸出減少額の87.1%に達する。

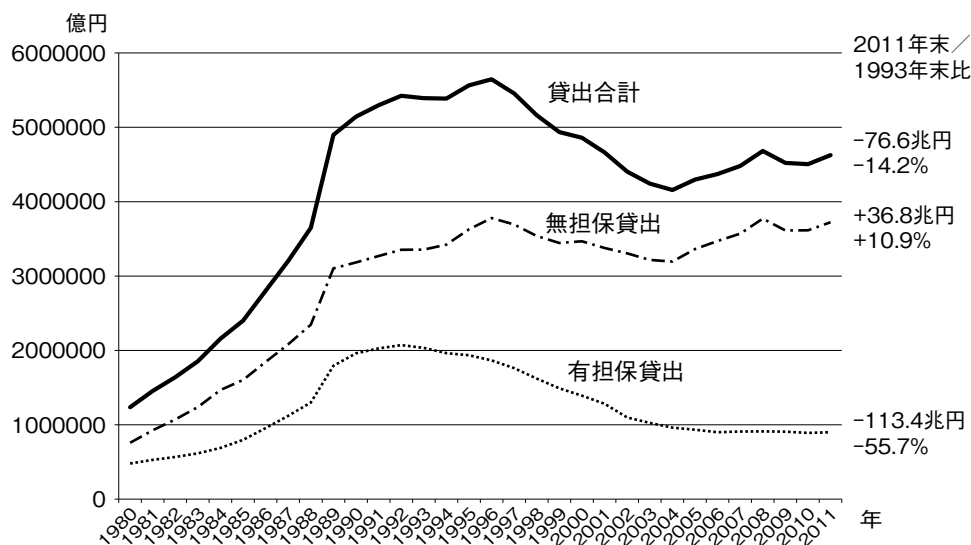
結局、20年以前のバブル崩壊後一貫して減少してきた企業向け銀行貸出は、大企業向けは12.9%減少したに過ぎず、87.1%という大きな割合での貸出減少は中堅・中小企業に集中していたことになる。大企業には資本市場での資金調達という道が開かれているので、大企業向け貸出の減少は企業側の借入需要減少という面もあると思われる。バブル崩壊以来のこの様に劇的な中小企業向け貸出の減少が、**第1図**に見られたような大企業と中小企業の資金繰り難易度の格差となって現れていると考えられる。

では、バブル崩壊後銀行はなぜそれほど中小企業向け貸出を集中的に減少させてきたのか、次にその点を検討してみよう。

B. 資産デフレと担保価値の低下

第3図は法人向け貸出以外をも含む銀行貸出総額の有担保・無担保貸出の推移を示したものである。貸出合計は1980年代の資産バブル期を通じて急拡大したが、バブル崩壊を受けて増加率は低下し、1996年以降は大幅に低下した後2005年以降はリーマンショック後の落ち込みはあるものの若干の回復傾向にある。バブル崩壊後貸出合計が頭打ちとなった1993年末と2011年末を比較すると、貸出合計は-14.2%となり、減少幅は-76.6兆円である。そのうち有担保貸出は-55.7%と半減以上の大幅低下となり、減少額は-113.4兆円にも及んでいる。その一方で、無担保貸出は+10.9%の+36.8兆円と増加して、有担保貸出の減少を一部相殺している。担保物件の大宗は不動産と有価証券であるから、資産バブル崩壊後の不動産や株価の劇的な下落による担保価値の下落と共に、有担保貸出の減少に繋がったことは明らかである。中小企業貸出は殆どが有担保貸出、とりわけ不動産

第3図 有担保貸出・無担保貸出の推移



資料：日銀データより作成

担保貸出と見なすことが出来るから、有担保貸出の低下は直接中小企業向け貸出の低下に繋がったと思われる。第4図は不動産価格と株価の推移を示しているが、第3図の有担保貸出の傾向はこれらの値と殆ど一致している。事実、有担保貸出の2011年末/1993年末比減少額の-113.4兆円は第2図で見た中小企業向け貸出の減少額-110.6兆円とほぼ見合った金額となっている。つまり、資産バブル崩壊後の中小企業金融の困難は、根本的には不動産や株価の下落による保有資産の担保価値の低下に起因すると思われる。

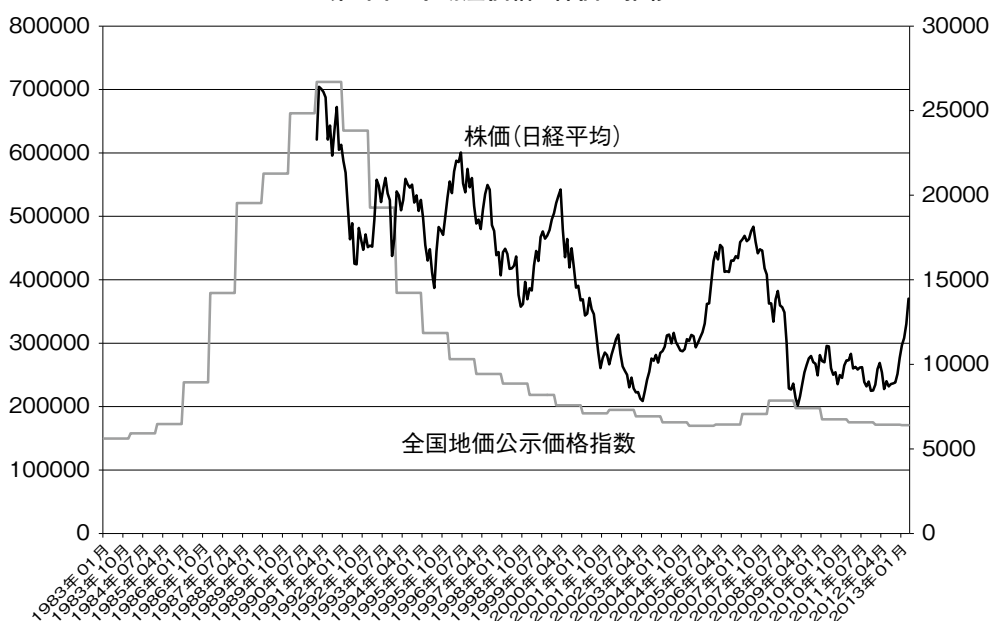
しかも、バブル崩壊後の不良債権処理の伴う金融機関のリスク管理の強化や自己資本比率規制の導入、金融システム危機等による銀行側の貸出能力の低下、等々、中小企業にとって不利な金融環境が継続して、1990年代にはいわゆる「貸し渋り」「貸し剥がし」問題が起きた

ことも、既に述べたように貸出減少が中小企業に集中していた事実と合致している。

C. デフレと利潤の低下

更に中小企業にとって不利な要因は、デフレの継続が企業利潤に及ぼす影響である。第5図はデフレ下の企業の単価、売り上げ、事業コストの変化を示したものである。これによればデフレが進行している期間中は、企業の売り上げは2%減少し事業コストも4.4%低下するが、一方で売り上げ維持のため単価を9.8%も引き下げている。結局デフレが進行する限り、売上額は低下するがコストの低下はそれより遅れるため、まず影響を受けるのは利潤である。しかも大企業の下請けが多い中小企業の場合取引先からの値下げ要求に応じざるを得ず、金融機関の貸出態度が厳しい中では資金繰りを優先して単価引き下げに応じて利潤が圧迫される現象

第4図 不動産価格と株価の推移



資料：日銀、国土交通省データより作成

が起りやすい。利潤の減少は金融機関からの資金調達を一層困難とする要因であり、悪循環が発生する。デフレが継続する限り消費者は支出を先延ばしする方が合理的であり、売り上げや従って利潤は低下せざるを得ない。このデフレの継続こそが過去4半世紀の間中小企業金融を取り巻く金融環境が、多様な政策金融の施策にもかかわらず好転しなかった原因の本質である。この様にデフレの継続は、大企業のコスト削減の受け皿とならざるを得ない立場にある中小企業に最も厳しい影響を及ぼしてきたと考えられる。

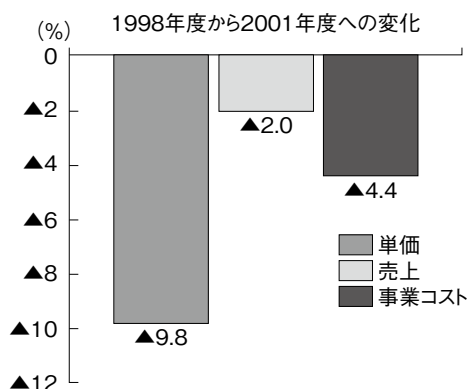
D. 中小企業向け政策金融の効果

4半世紀にも及ぶデフレの継続という世界的にも異例なマクロ経済環境が、以上に述べたように、利潤の低下や担保価値の低下による信用力低下、金融機関の審査の厳格化、自己資本比率規制の導入と株価下落による金融機関の貸出・リスク負担能力の低下、等の現象を生み、

それらの要因が複合して中小企業向け貸出は大幅な減少を続けて来たのである。この間中小企業向けの政策金融としては、リレー・バンキング機能の強化や地域密着型金融の機能強化、再生支援融資、セーフティーネット貸付、危機対応融資、等々様々な施策が採られてきた。

第6図は(1)民間金融機関と(2)政策金融を含むその他金融機関の貸出前年比の推移であり、第7図はその他金融機関と信用金庫の貸出残高の推移を示している。第6図ではその他金融機関の貸出、とりわけ日本政策金融公庫・中小企業事業および商工中金の前年比は民間金融機関の貸出前年比とほぼ対照的に推移しており、民間金融機関の貸出が減少する景気後退期に政策金融機関および商工中金がその補完的な役割を果たしていたことが分かる。しかし第7図を見ると、シャドー部分で表される景気後退期にその他金融機関の貸出は増加しており、第6図(2)の対前年比で見た政策金融の

第5図 企業の単価、売上、事業コストの変化
～「デフレはマイナス」とする企業は、コスト削減以上に価格を引き下げている～



資料：(株)三菱総合研究所「デフレに関するアンケート調査」(2002年8月)
出所：『中小企業白書 2003年版』

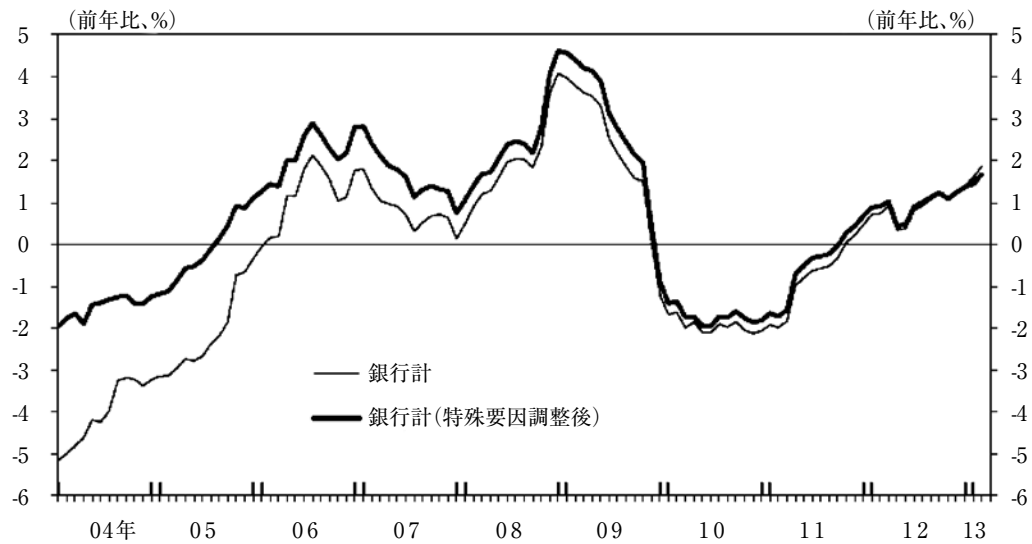
効果を確認することが出来るが、その増加額は貸出額全体の動向と比較すると限界的な大きさのものでしかない。その時々課題に対処する政策金融対策がその目的に貢献をしたとしても、過去20年間に中小企業向け貸出全体が半減するほどの大幅な貸出減少の起こっていたマクロ経済環境の下では、それが貸出動向全体に影響

を与える程の規模でないのはやむを得ない限界であろう。中小企業に対する政策金融の本来の目的は景気変動の影響を和らげ、景気回復時により一層の成長を期することが出来るような呼び水としての効果を期待してのことであろう。

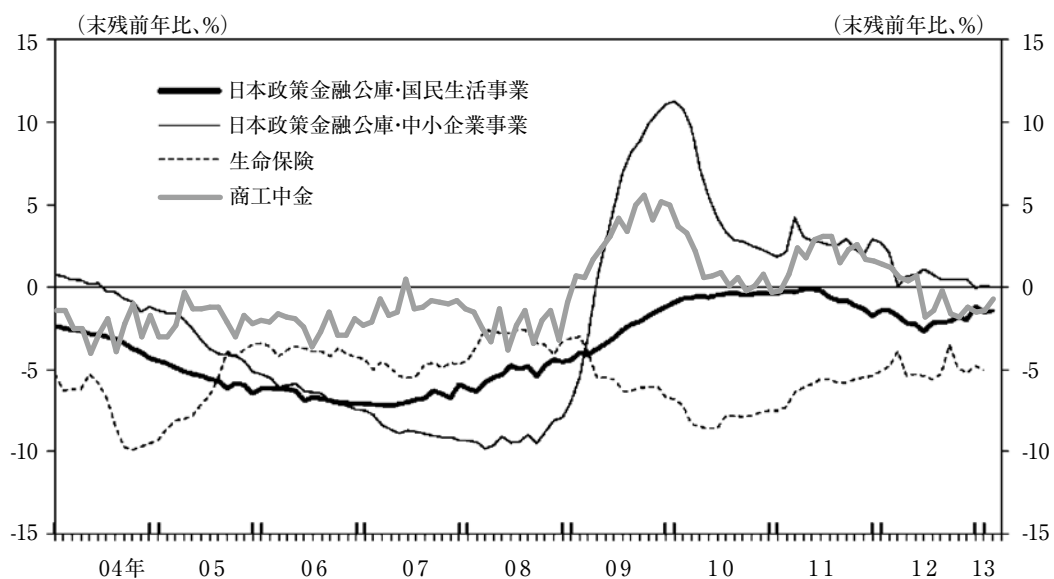
幸いにして、2013年初頭からは安倍政権の主導により2%のインフレ目標を設定する大胆

第6図 民間金融機関貸出とその他金融機関貸出

(1) 民間銀行貸出

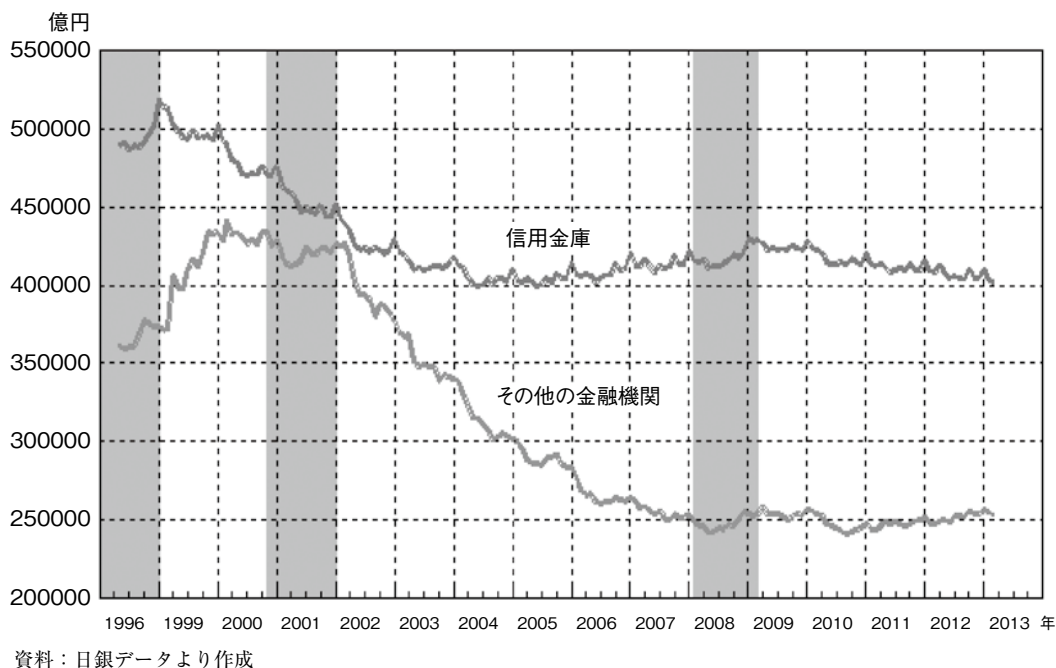


(2) その他金融機関貸出



資料：日銀『金融経済月報』、商工中金データ

第7図 信用金庫とその他金融機関の貸出金の推移



な金融政策の転換が行われ、中小企業金融低迷の根源にあった長期デフレからの脱却の方向性が見え始めている。この根本問題が解決すれば中小企業金融に関する政策金融の役割や課題も大きく変化する可能性が考えられる。そこで次に、この点について検討しておくことにしよう。

3. 政策金融の課題

A. 中小企業等金融円滑化法と政策金融の役割

過去に多数実施された中小企業向け政策金融の中で最もインパクトが大きかった一つと思われるのは、2009年12月から2013年3月まで施行された中小企業等金融円滑化法であろう。これは借り手からの申し出に基づいて既存貸出の返済条件の見直しの努力義務を課したもので、これまでの新規融資とは異なる施策である。

施行以来2012年9月末までに住宅ローンを除いて中小企業から390万5,165件（106兆1,269億円）の申し込みがあり、その93.0%、金額ベースでは93.8%の99兆5,591億円が実行された。この数字は1社が3行に対して借入2本の条件変更を申し込んだと仮定すると、中小企業の8.2%が申請したことになるとの推定があり、謝絶は申し込み件数の2.2%に過ぎず、残りは審査中と取り下げであり、実行率は97%に達している。²この事実は、金融機関としても規制環境さえ許せば、返済条件緩和に応じて支援しても良いと考える中小企業の数が相当数に上っていることを示している。

2009年以降の倒産件数の減少にはこの制度が貢献しているとされている。その意味でこの金融円滑化法は大きな効果があったが、一方では本来淘汰されるべき企業が返済猶予により一時的に延命しているため根本的解決には繋がら

² 東京商工リサーチ「『中小企業金融円滑化法』に基づく返済猶予の実績調査」、(国内407金融機関、2012年9月末時点)、2013年1月21日。

ず、不良債権の定義変更などにより銀行の健全性を脅かすとの批判もある。しかし、金融の本質は期限の利益であり、時間を貸すことに他ならない。金融機関の健全性が必要とされるのは、顧客企業や地域の発展を支援するために長期的観点から適切な社会的リスクを負担する力を備えるためであり、その力をいかに使うかが金融機関経営の本質である。バブル崩壊後の金融システム危機を通じて、日本の金融機関は戦後半世紀に亘って営々として築き上げた全資産を不良債権処理に使い果たしたが、それによって日本経済全体へのマクロショックを大幅に和らげるという重要な社会的役割を果たしてきた点を想起すべきである。

とりわけ、中小企業全体の困難の根源が4半世紀も続いた金融政策の失敗によるデフレの継続にあったことは既に述べた通りであるが、そうだとすればデフレ脱却までの時間を貸すのは行政の役割でもあろう。その意味で、金融円滑化法に対するマクロ経済環境を無視した定型的批判は早計であり、政策金融の意義自体の否定に繋がりがねないと思われる。

いみじくも金融円滑化法の期限が切れた直後から日銀の大胆な政策転換が行われて2%のインフレ目標が設定された。株価は大幅に上昇し、地価にも景気にも回復の兆しが現れている。2%のインフレ目標が実現すれば、デフレの場合とは逆にコストよりも先に物価が上昇するから、まず増えるのは利益である。現在既に大企業の業績の上方修正が相次いでいるが、その影響は次第に中小企業にも及ぶはずである。利益が出始めると資金繰りも好転して金融機関も

貸出を実行しやすくなるし、企業の体質改善も進めやすくなる。また、地価が上昇傾向になれば担保価値も増加して、長期間継続してきた中小企業金融の根本問題も改善の方向に向かうことが期待できる。金融円滑化法は困難に直面する中小企業に、この様なマクロ経済環境の好転までの時間を与えたという意味で意味のある有効な政策金融であったと思われる。それ故、金融円滑化法の評価は今後のマクロ経済環境の好転に伴って返済条件変更の適用を受けた中小企業の業績がどれ程改善するかに掛かっている。

2013年3月の期限到来後についても、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」³（2013年1月11日）において「金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」が策定され、金融機関はそれまでと同様の貸出態度を継続する方向であり、現在の所心配されたような大きな混乱は生じていない。金融機関にとっても顧客企業の破綻は最も避けるべき事態であるから、金融庁が認めるような返済条件の見直しの継続は受け入れやすかった面もあると思われる。金融円滑化法の評価は、この様な全般的な経済対策やそれに続く政策対応との連携と一体のものとして、今後の推移を見て判断されるべきものであろう。

金融機関にとっても、中小企業向け貸出は全法人向け銀行貸出の63%、中堅企業を含めれば68.2%という最も大きな割合を占めている。この最大でより高い収益の期待できる顧客部門への貸出がバブル崩壊以来半減するほど低迷している事実は、金融機関経営上の最大の課

3 参照：金融庁、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20130227/08.pdf

題である。リスクの低い大企業は資本市場からの資金調達を行うので大きな需要や利鞘は期待できず、中小企業への貸出も伸びないとすれば、資金は国債などの低利回りの有価証券投資に当てる以外にない。これが現在の日本の金融システムの抱える課題であり、それは結局の所、中小企業金融をいかに活性化させるかという問題そのものである。

金融円滑化法の実行率の高さや期間終了後も金融機関は同様の姿勢を維持しつつ対応しているという事実は、監督当局が認めさえすれば金融機関も貸し出し条件の変更や中小企業の資金繰り支援には積極的に取り組む姿勢がある、ということを示している。それは同時に、金融機関の収益向上に資する行動でもある。金融機関の中小企業支援を実行しやすくするための不良債権の定義の変更や監督指針の変更は、正に行政の政策金融問題の本質である。かつては、支援したい中小企業があっても、監督当局から不良債権の圧縮を厳しく求められ、赤字企業への融資を制限されたりする一方で、中小企業支援をも求められる板挟み状態に陥って困惑していた地域金融機関も少なくない。金融機関の目的は顧客の成長支援であって不良債権をゼロとすることではないし、自らの短期的利益最大化でもない。地域の中小企業の発展なくして金融機関の発展はあり得ないし、顧客企業との密接な情報交換を通じて、適切なリスクを取りつつ企業の成長支援をすることが、自らの発展に繋がることは金融機関経営の本質である。既に見たように、政策金融として行政が別個に用意した多くの制度融資は、限界的効果はあったとしても中小企業金融全体に影響するほどの

インパクトを持ち得ない。金融機関が自らの自由な判断で中小企業の支援ができる枠組み構築こそが、行政による政策金融の中核課題である点の再認識が必要である。

そこで4半世紀振りに訪れたマクロ経済環境変化を背景に、今後の課題はいかにして貸出の長期的低下トレンドを反転させることが出来るかという点にある。次に、そのための政策金融の課題を検討しておこう。

B. 動産・売掛金担保融資 (ABL: Asset Based Lending) の積極活用

バブル崩壊以来の中小企業貸出の長期的低下の根本的原因の一つが、不動産価格の下落による保有資産の担保価値の低下にあることは既に指摘したとおりである。有担保貸出の84.4%は不動産担保が占めており、特に地域金融機関の場合は9割超となっているので、不動産価格は中小企業金融にとって決定的に大きな影響を及ぼしている。しかし不動産価格に関しては、例えばデフレ脱却が出来て2%のインフレ目標が達成されたとしても、バブル崩壊以前のような水準に戻るとは考えにくい。但し、不動産価格の下落が底打ちしたことが確認されれば、将来の下落を見込んで設定されている掛け目評価が改善される可能性はあり、それだけでもプラスの影響はあると思われる。

だが、中小企業向け貸出の長期的増加を目指す観点からは、不動産担保貸出、また有担保貸出自体からの脱却が必要である。不動産は伝統的に最も重要な担保であるが、バブル崩壊の経験から明らかなように、それとても盤石な保証ではない。貸出に当たっての本来の保証は、

その企業やプロジェクトの収益力自体であり、その企業が現時点でどれ程の不動産を保有しているかではないはずである。とりわけ、めまぐるしい技術革新やグローバル化の中で、短期間で一気に大企業に成長する企業も少なくない。そのような成長企業の場合不動産担保は殆ど意味をなさないことは明らかであるが、現実には技術等の無形資産の評価を得るのは困難であり、不動産がなければ資金調達が困難なケースが支配的であろう。この様なジレンマを解決しない限り、中小企業金融の動向を反転させることは困難である。逆に、現在の大企業でも技術革新に後れを取ると一気に破綻の縁に追い込まれるケースも頻発している。そのような場合、いくら不動産や財団抵当が担保となっても、事業自体の価値が失われていれば担保価値は大きく毀損されるので本来の役割は果たさないことになる。その意味で、不動産担保が十全な保証でないことはバブル崩壊時に経験済みのはずである。しかしながら現在では、なお不動産担保貸出からの脱却が進展しているとは言いがたい状況であり、それが中小企業向け貸出の長期的縮小の一因でもあろう。

従って、不動産担保貸出や有担保貸出からの脱却は金融機関の課題でもあり同時に、重要な政策課題でもある。この様な方向での改革は、前述の「緊急経済対策」にも「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極活用について」として既に盛り込まれており、土地（186兆円）を上回る規模の資産である在庫・売掛金（297兆円）

の担保としての利用が進めば、借手企業についての資金調達枠の拡大と金融機関にとっての新規融資拡大と共に経営実態のより深い把握を通じた信用リスク管理の強化にも資する、とされている。緊急経済対策ではその推進のためABL 融資を実行しやすくするための電子記録債権の「優良担保」としての取り扱いや、PDCAサイクル⁴が機能している場合には検査上金融機関の自主的取り組みの尊重、ABL融資を「貸出条件緩和債権」には該当しないとすする等の金融検査マニュアルの改訂も行われている（2013年2月5日）。⁵不動産よりも遙かに規模の大きな資産である在庫や売掛金を担保とするこのような動きが浸透すれば、中小企業金融の流れを大きく変える可能性を持っている。

C. 有担保からの脱却：コンサルティング機能強化と人材育成

更に担保に過度に依存しない貸出への移行も大きな課題である。この点については、既に10年前に策定された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」⁶（2003年3月28日）や、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」（2005年3月29日）⁷に「担保・保証に過度に依存しない融資の推進」において明確に指摘されている。そこでは、「目利き研修」（企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修プログラム）の実施、コンサルティング機能や情報提供機能の強化のため

4 自己査定基準などの内部規定の策定（Plan）、内部規定に基づく担保管理（Do）、問題点の原因分析（Check）、問題点の改善（Action）、を行う自己改善サイクル。

5 参照：金融庁、<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130205-1/01.pdf>

6 参照：金融庁、<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2/01.pdf>

7 参照：金融庁、<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050329-4/01.pdf>

の仕組みの整備、ターンアラウンドスペシャリストの養成、キャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない中小企業金融の促進、等々、重要で適切な課題が列挙されている。

しかしこの様に課題は既に認識されていたにもかかわらず、この方向での改革は遅々として進展していないのが現状であろう。その理由の一つには、第1節で述べたようなデフレの継続というマクロ経済環境があり、中小企業の売上げや収益が低迷して展望が開けなかったために、新たな方向への展開が難しかったという事情が関係していると思われる。だが幸いなことに、2013年からの政策転換によりマクロ経済環境が急激に変化しつつある。デフレという絶対的な重しが外れつつある現在、改めて担保付き貸出に過度に依存しない貸出推進のための仕組み整備や人材育成が、政策当局と金融機関双方にとって重要な課題となっていると思われる。

D. 中小企業の海外進出支援、海外資産の評価

国内市場の縮小やアジア地域の成長という環境変化を受けたもう一つの大きな課題は、経済のグローバル化への対応である。中小企業も海外展開、特にアジア地域への進出や拠点の設置は当然のこととなっており、地域金融機関にとっても国内市場にのみ依存していたのでは成長は望めない状況にある。これまでも、金融機関とJBICやJETRO等との連携による海外進出支援の枠組みは存在するが、実際の資金調達の段階となると親会社からの親子ローンや保証に頼らざるを得ない状況にある。

とりわけ、地域金融機関については海外展開は実質的にはなお視野の外という状況にある。

海外にある拠点の資産価値は担保として評価されないし、経営実態を把握する体制も整備されておらず、採算に合わないとしてメガバンク以外はおお海外に目が向いていないケースが多いのではないだろうか。海外子会社は国内の親会社と一体であり、それ単独で見ると採算が合わないとする短期的な視点から海外展開を怠っているのは、金融機関としての親会社の地域の発展への貢献や自らの成長も制約されたものになるであろう。自己資本比率ではメガバンク以外にも海外進出が可能な地域金融機関も少なくない。成長企業は海外での活動を拡大させており、国内の不動産などの担保資産は縮小傾向にある中で、親会社の資産だけに頼っているのは成長支援にも大きな限界がある。地域金融機関が必ずしも海外に自らの現地法人や支店を独自に設ける必要はなく、顧客企業に円滑な資金供給を可能とする連携体制を整えることは可能なはずである。そのためには、進出企業の現地資産を担保として評価出来る体制や海外に対応できる人材育成などを推進する必要もある。

これまでの政策金融はあくまで国内が対象で、中小企業の海外展開に関する金融支援の検討は進んでいないように思われる。行政当局は金融機関と共に、国内での動産・売掛金担保の活用のみならず、より広い視野で中小企業の海外資産の積極的活用を進めるための戦略を検討する必要があると思われる。

E. 行政の一層踏み込んだ対応が必要

上記の課題は既に述べた通りこれまでも金融庁や財務省などから推進の必要があるプロジェクトとして取り上げられ長く議論されてきてい

るが、現実には金融機関における対応には大きな進展は見られないと言って良い。その理由は実行率の高かった金融円滑化法のケースと比較すると明瞭である。金融円滑化法の場合は行政の関与が強く、中小企業からの返済条件変更依頼に基づく対応が金融機関に努力義務化され、金融庁の監督マニュアルも改訂された。例えば、一定の条件を満たす経営改善計画がある企業の場合は、返済条件を変更しても「貸出条件変更債権」には分類しなくて良いといった、監督上の規制緩和が行われた。この様に金融円滑化法の場合には監督当局の指導の下で、金融機関が返済条件変更の要望に応え易い環境が整えられていた。

しかし、ABLの積極活用については上述の通り「緊急経済対策」において検査マニュアルの改訂も行われて進展が見られるものの、担保の過度に依存しない貸出、コンサルティング機能強化、人材育成等に関しては、アクションプランには掲げられているものの具体的な監督上の指針が示されているわけではない。仮にある地域金融機関が独自の判断でABL融資や無担保貸出を実行しようとする場合、電子記録債権などの新たな手続きが必要で内部審査上も面倒な上、金融検査においてその取り扱いが検討対象とされる可能性があると考えれば、余程安全で確実なケースでないと取り組みが難しく、現実には大きな動きに繋がりにくいと思われる。監督上の実績のない新たなリスク負担の試みに対して、経営幹部の強いリーダーシップがなければ、金融機関側でとりわけ実務担当者の取り組みが消極的になることはやむを得ないであろう。金融機関が行政主導のアクションプラ

ンに従って新たなリスク負担を行おうとした場合、誰が責任を取って主導すればよいのだろうか。行政当局としてはこのような金融機関側のコーポレートガバナンスにまで配慮した行政的対応を行わない限り、中小企業金融の現場で新たなリスク負担を伴う金融円滑化の動きが生じることは困難であると考えておかななくてはならない。事実、そのような行動をしないように監督するのがこれまでの監督指針であったとの認識は、監督を受ける地域金融機関側には根強く残っていると思われる。

現実には中小企業金融の活性化の課題を「緊急経済対策」の方向で進めようとするならば、行政としてはそれを実行させるための一層踏み込んだ監督指針や検査マニュアルの改訂と並んで、現場段階での丁寧な説明と現実の検査方法の変化等の対応や、中小企業へのABL 融資や検査マニュアル改訂の広報とも併せて一体として推進しない限り、実質的な進展は期待しがたいのではなかろうか。これが、これまで中小企業金融の課題は適切かつ長期間指摘されながらも、実態として殆ど進展していなかった理由である。

金融円滑化法についてもその責任を取る政治家が決断し、監督当局がそれに沿った規則や指針の改正を行い、それが金融機関側の利益とも一致したという行政内や官民一体としての決断と行動があって初めて、現実の金融市場が動いたのである。どのような対応をすれば現実には中小企業金融の円滑化が進展するかというそのポイントを明らかに示した実例として、金融円滑化法は今後の中小企業金融を推進する上で重要な教訓を含んでいると思われる。

4. おわりに

バブル崩壊以来デフレが継続する中で、貸し渋り、金融システム危機、ITバブル崩壊、リーマンショック、ユーロ危機、東日本大震災、等々様々な経済的変動を経て、中小企業への貸出はほぼ半減した状態に至っている。その都度多様な政策金融プログラムが施行されたが、貸出縮小の大きな流れを変えるにはほど遠い状況にある。その最大の原因は4半世紀に亘る金融政策の失敗によるデフレの継続に尽きる。しかし、幸い本年から大胆な政策転換が行われてデフレからの脱却が展望できる状況が生まれており、中小企業金融の流れを反転させるチャンスが到来しつつある。これまで政策金融は適切な

課題を追求しながらも、デフレというマクロ経済環境のために十分な効果を発揮し得なかった。今後は第3節で指摘したような課題に行政がより積極的かつ具体的に一層踏み込んだ取り組みを行うことにより、日本の全企業の99.7%を占める430万社の中小企業に対する金融の活性化、ひいては日本経済全体の活力と成長力の復活に貢献することが出来るであろう。4半世紀に亘って日本経済を苦境に陥らせていたデフレからの脱却を目指す政策転換で、マクロ経済環境の潮目は反転したと言って良い。この機をとらえて、民間金融機関の中小企業金融活性化に向けた新たな取り組みを支援する適切な政策金融が推進され、日本経済の復活に繋がることを期待したい。